

仕 様 書

- 1 件 名 自動販売機の設置
- 2 目 的 本校生徒及び教職員の福利厚生のため
- 3 履行場所 東京都町田市中町四丁目25番3号 東京都立町田高等学校
- 4 期 間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- 5 販売台数 飲料用自動販売機4台、食品用自動販売機1台及び容器回収箱5箱
- 6 設置場所 3棟1階ピロティ及び1棟1階廊下
- 7 設置機種

(1) 設置する自動販売機は、本体に漏電しゃ断器付で省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。また、車いすの生徒が利用できる機種、電子マネー対応機種、災害救援型の機種を兼ね備えた機種を設置すること。

(2) 自動販売機設置に伴う耐震補強や子メーター設置に伴う工事費用は使用者が負担すること。なお、電気や給排水等を伴う新たな工事は行わないこと。

(3) 契約期間の満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。
- 8 販売品目

(1) 飲料は、ミネラルウォーター、茶系飲料、スポーツドリンク、乳飲料、果実飲料、野菜飲料、コーヒー飲料、炭酸飲料等の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とすること。また、冬季には温かい飲料を増やすなど、季節に応じた商品の入れ替えを行うこと。

(2) 食品は、ロングライフパン等を販売することとし、消費期限が数日であるもの、カップ麺及び菓子類の販売は行わないこと。

(3) 気温や年間行事予定に配慮して適宜補充すること。特に飲料は、定時制の授業時間帯である午後5時以降に不足が生じないようにすること。また、文化祭等の学校行事に柔軟に対応すること。
- 9 販売時間 学校が定めた時間帯とする。また、変更がある場合には柔軟に対応すること。
- 10 販売価格 市価よりも低廉なものとする。この場合、使用料を免除する。
- 11 経費負担 水道料、電気料等建物の使用に伴う経費（光熱水費）は使用者の負担とし、学校長と使用者の間で協定書を作成する。光熱水費の計算については、45教総経発第23号昭和45年2月18日付「行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の計算方法について」の通知中、「別冊A」を適用する。

- 12 衛生管理 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を尽くすものとする。
- 13 容器回収 使用済み容器は、回収箱から溢れないよう定期的に回収し、周辺の清掃を適宜行うこと。また、使用済み容器の処理は、容器包装リサイクル法などの関係法令に基づいて適切に処理すること。
- 14 申請書類 (1) 東京都教育財産使用許可兼使用料免除申請書(様式 1-2)
- (2) 申立書 自動販売機の機種が飲食物の提供である場合に提出するものとし、申請の前3年の間に自動販売機による営業販売に関し、所管行政庁から食品衛生法(昭和22年法律第233号)又は食品製造業等取締条例(昭和28年東京都条例第111号)の規定に基づき、営業許可の取消し、営業の禁止、又は食品衛生上の危害を除去するための必要措置命令の行政処分を受けたことがないことの申立書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 登記簿謄本(原本、現に効力を有する部分のみ)
- 個人で商号を用いている場合は商号登記簿謄本(写しは認めない。)
- 個人で営業している場合は区市町村長の発行する身分証明書(身分証明書は確認後に返却)
- (5) 納税証明書(原本) 申請時を基準として直前1か年の営業年度分とし、法人の場合は法人税及び法人事業税(いずれも確定申告分)、個人の場合は、所得税及び個人事業税の納税証明書。ただし、納税実績のない場合は、その理由を詳記した書面及び都民税並びに都内における主たる固定資産税の納税証明書
- (6) 財務諸表 申請時を基準として、直前2か年の営業年度分とし、法人の場合は、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人の場合は、収支計算書及び営業用純資本計算書
- (7) 販売品目及び価格表(様式 2-2)
- (8) 営業許可書(必要な場合のみ)
- (9) 経歴書
- 7 使用許可 (1) 使用許可を決定した際は、「東京都教育財産使用許可書」(様式 4-2)を使用者に交付する。
- 及び取消 (2) 教育委員会及び学校長が必要と認める場合、又は、使用許可の条件に反した場合は、使用許可を取り消す。
- 8 環境配慮 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は、利用する場合は、次の事項を遵守すること。
- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例215号)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

- (3) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少お装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し又は提出すること。
- (4) 車両を駐車する場合は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、アイドリング・ストップを遵守すること。

9 担 当 東京都立町田高等学校 経営企画室 教育財産使用許可担当
住所 〒194-0021 東京都町田市中町四丁目25番3号
電話 042-722-2201